

1-21. 那覇市議会改革推進会議設置要綱

平成 25 年 5 月 24 日
議 長 決 裁

改正 令和元年 10 月 1 日 議長決裁

(目的及び設置)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会基本条例(以下「条例」という。)第 25 条第 2 項に基づき設置する那覇市議会改革推進会議(以下「推進会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会改革に関する事項
- (2) 条例の運用及び検証に関する事項
- (3) 条例に関連する条例、規則、規程及び要綱に関する事項
- (4) 議長から諮問された事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、副議長、各会派を代表する議員(以下「会派代表者」という。)及び各推進部会の部会長で構成する。

2 会派代表者は、各会派から 1 人選出するものとする。

(座長等)

第 4 条 推進会議に座長、座長補佐 1 人を置く。

2 座長及び座長補佐は、委員の互選により選出する。

3 座長及び座長補佐の任期は、委員の任期による。

4 座長は、推進会議の議事を整理し、秩序を維持する。

5 座長補佐は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、これを代理する。

(部会)

第 5 条 推進会議のもとに、次の部会を設置する。

- (1) 議会改革部会
- (2) 広報参画部会
- (3) 政策検討部会

- 2 議長、副議長及び会派代表者を除くすべての議員が、いずれかの部会に所属するものとする。
- 3 各部会の定数は、推進会議で協議の上、決定するものとする。
- 4 各部会に、部会長及び部会長補佐 1 人を置く。
- 5 部会長は、部会の議事を整理し、秩序を維持する。
- 6 部会長補佐は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、これを代理する。

(会議)

- 第 6 条 推進会議は、議長及び座長の招集で開催する。また、各部会の部会長の開催要請がある際は、適宜開催するものとする。
- 2 推進会議及び各部会は、それぞれ委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 座長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

- 第 7 条 座長は、推進会議が決定した事項を、適宜、議長に報告する。
- 2 部会長は、部会が検討した結果を、適宜、推進会議に報告する。

(細目)

- 第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。